

第 1 号議案 西三河都市計画公園の変更について

意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

縦 覧 期 間 令和 6 年 7 月 3 日から令和 6 年 7 月 17 日まで
縦 覧 場 所 刈谷市役所
意見書提出状況 1 通（1 名）

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
1. 住吉公園移設位置の妥当性、公園の誘致圏域（移設前、移設後）について		
1－1	移設前の住吉公園の誘致圏域（または距離）（街区公園であれば250m）について、移設後の「たまち公園」の誘致圏域は妥当か。なぜ妥当と考えるか。	都市公園法運用指針では、我が国の都市においては、都市への人口・産業の流入とその受け皿としての新市街地の拡大が一段落し、今後は都市の再構築に向けた取り組みが行われようとしていることから、新市街地の整備に当たっての計画的な都市公園確保に大きな役割を果たしてきた都市公園の標準的な配置基準の規定を見直す必要があったこと。また、都市公園の配置は本来、地域に存する緑地の状況等を踏まえ、これらを補完し、有機的なネットワークが形成されるよう行われるべきであり、都市に既に蓄積されたストックの活用が求められる今日的な政策運営の規範としては、こうした視点がより重視されるべきであることから、一律の市街地と人口密度を想定し、公園種別毎の誘致距離を数値を持って示すことがなじまなくなってきたことと示されています。 このような背景の下、平成15年の都市公園法施行令の改正により、住区基幹公園について、街区、近隣、徒歩圏内を単位とし、必要な規模の都市公園を系統的に配置するという基本的な考え方は踏襲しつつも、誘致距離の数値表示を行わないとしたところであり、より柔軟に地域の状況に即した都市公園の整備を促進することとしています。 このことから、現在では、住区基幹公園における誘致距離の数値表示は廃止されており、従来の標準的な誘致距離については、あくまで参考として扱われています。 施行令改正以前の都市公園の標準的な配置基準の規定につきましても、あくまでも一つのモデルであり、実際には、それぞれの都市の成り立ちや土地利用の状況、人口密度、事業可能性など、地域の実情に応じて、都市によって最適な計画を策定する必要があると考えています。 なお、新たに整備するたまち公園につきましては、健康づくりをテーマとした公園として、神田公園と住吉公園のテニスコートを集約するとともに、それ以外の施設においても体を動かすことを視点として整備していくことから、規模は約1haとなるうえ、運動施設に近い利活用がなされる予定です。音の発生など、周辺に及ぼす影響への対応が求められるとともに、住吉公園の代替えとするためには、なるべく住吉公園に近い場所へ配置する必要があるため、お示しした位置が最も適正であると考えています。
1－2	誘致圏域が変わるのであれば、刈谷市の考え方も含め、概ね誘致圏域に含まれる住民に適切に説明しているか。	本件につきましては、令和6年2月に説明会を開催しており、地域の皆様などからご意見を伺いながら都市計画の変更案を策定しています。
1－3	誘致圏域（または距離）について、都市公園法運用指針最新版においては、昨今の情勢を鑑み都市公園の配置および規模の基準について、誘致圏域（または距離）における数値の基準を示さないこととしており、これを根拠に刈谷市は誘致圏域で議論しなくてもよいとしている。であるならば、当該運用指針で「都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を自ら条例で定め、当該基準に適合するよう行うことが必要である」とあることに対し、現在条例での対応は行われていないと考える。表裏一体の条件と考えるが、条例を改正する予定はあるのか。	既に刈谷市都市公園条例において、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を定めており、たまち公園の配置は、その基準に適合していると考えています。

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
2. 救急病棟の増設位置の妥当性について		
2－1	救急病棟増設位置として住吉公園は妥当か。刈谷市の主たる説明として都市計画道路に直接接続する場所に救急病棟を増設したいとある。であるなら、「たまち公園」の範囲としている箇所は、病院直近であるとともに南側に（都）元刈谷重原線が接続しており、緊急病棟増設位置としても妥当である。なぜ、当該範囲を選定しなかったのか。	刈谷豊田総合病院は、本市の市民病院的な役割だけでなく、愛知県より地域医療支援病院の承認を受け、地域医療の充実を図る役割とともに、高度な医療を24時間体制で提供する第3次救急医療施設として救命救急センターの使命を担っています。 さらに、愛知県が指定する災害拠点病院として、災害医療の中核的役割も担っております。 これらのことから、新設する救命救急病棟は、地域の皆様の生命を守るための最前線の施設となることから、既存の病棟に近接し、医療スタッフが効率的かつ円滑に移動できる位置に整備する必要があります。 また、救命救急病棟への救急車両のアクセスについては、病院周辺の住宅街への配慮が必要なことから、都市計画道路に接したまとまった用地に病棟を整備する必要があります。 以上のことから、新設する救命救急病棟の位置については、廃止する住吉公園の用地が最適であると考えています。
3. 救急病棟へのアクセス経路について		
3－1	（都）高須線と救急病棟の接続は適切にできるのか？住吉南交差点に近接するため、特に救急車両が（都）高須線を南進して救急病棟にアクセスする際、一度、市道2－323号線に右折してから病棟にアクセスする経路が必要と考えられる。	刈谷豊田総合病院の救命救急病棟への具体的なアクセスルートについては、今後、病院側で検討を行っていく予定です。 なお、都市計画道路高須線側の乗入口の設置については、法が規定する設置を禁止する箇所に該当しない区間があるため、可能と考えています。
4. たまち公園の駐車場について		
4－1	移設後の公園の駐車場について、都市計画道路元刈谷重原線の区域に含めて計画されている。テニスコートの現状および今後の利用想定を考えると駐車場を設けることは必須と考えるが、これを都市計画道路内に、あくまで暫定措置として計画することは妥当か。	テニスコートをご利用いただく方につきましては、主にお車でご来園いただくことを想定しておりますので、テニスコートの近くでアクセスの良い場所に駐車場を配置する必要があると考えています。
4－2	都市計画道路元刈谷重原線が整備される際に、駐車場はどこで確保しようとしているのか。	将来、道路を整備する際には、それまでの公園利用の状況を踏まえつつ、道路の整備計画と整合を図るなど、駐車場の必要台数と移転先を検討してまいります。
4－3	都市計画道路元刈谷重原線の廃止・変更は実施しないのか。	都市計画道路元刈谷重原線の廃止・変更は、予定しておりません。